

第十二千七百七十七號

自一付至十行	五 十 付 字 二 ナ フ	一行 二付 日 吸
自十一行至卅行	一 行 二付 日 吸	二行 二付 日 吸
三十一行以上	二 行 二付 日 泡	十七 日 以上 泡
八	八	一行 二付 日 泡
錢	錢	十六 日 以上 泡
大錢五厘	七	十七 日 以上 泡
五錢八厘五毛	六	十八 日 以上 泡
五錢五厘五毛	五	十九 日 以上 泡

詩言元家

東京府は昨年十二月二十八日の府令を以て東京府高等女學校と京橋區南小田原町に設置し校則を定め校長を撰み諸般の準備も昨今より至り大半整ひたるよしなれば開校の日は近きよ在る可し女子教育の事に關しては我輩聊々素論なきに非ざれば序あがら記して讀者に質さんと欲するなり

女子の學問教育と盛みするは我輩の贊成する所あれども男女の性質習慣と異ふするに拘はらず強ひて之と同一の門に入れんとするは固より難きのみならず尙ほ其上にも講堂の授業より依頼して女徳を養成せんとするが如きよ於ては更に論ずる所なきを得ず抑も學校の教育は智識を磨き就業の才を作るが爲めに大切なりと雖も品行徳操を修むる目的を達せんとするには其運動運生として容易に實効を見る可らざる常あれば德育の事は別々方法を設けて講堂の授業は専ら智學の一科を主とする外ある可らず或は學校の教として間接には生徒の不徳怠惰を防ぎ又その勇氣節操を養ふ足る可るものもあらんなれども直接人の徳義の模範と爲り訓行を進むるの責任は智學より専らある教師其人又求む可らざるや明なり特く婦人の徳に尙ほ所は男子の如くならすして徳義の靜體に屬する部分多ければ専ら溫良真直の不徳怠惰の資を重んじて彼の剛毅堅勇活潑果敢と云ふ徳の淑女を作らんとするの希望は或は空しらざる故より今公共の學校に假令へ德育の備わリとするも靜體の徳と重しとする始齡の女子と其講堂の中より驅り以て手工技藝と授け婦女子をして衣食の途より就くして國中の初等教育を盛んらしむるが爲めには大である可し又女子職業學校は其目的異なれども智學の一方を旨として手工技藝と授け婦女子をして衣食の途より就くして有徳の淑女を作らんとするの希望は或は空しらざる故より慈母と爲り愛眞誠實にして子女を養育し家計を立てるに足らずして却て天與を蒙るの恐かるの

婦女を教育し兼て又教育を重視する女子の爲めに必須の學科を教授する目的なれば其校の盛否は都下妙なるか我輩これを知らずと雖も開校後の實際に注目し成るは他日再び德育の事を記して大方の歌を乞ふみどある可し

あらか講堂群居、寄宿舎雜住の結果として女生徒の德性は静體より動體より起居動作の活潑なると男子を凌ぐるに至るは西洋諸國の女學校に於ても免れざるの弊となりと云へり我輩は女子教育の必要を信する者にして殊よ日本の婦人は優美の徳性より富むの代りに大切ある智育にては千百年來全くこれを度外にしたるふとなれば今日その教育を盛んして知識の足らざる所を補ふの工風は誠に然る可しと雖も世の女子教育を論ずる人が女學校は智育の門に止まらずして徳性養成の地たる可しと云ふに於ては議論は兎も角も實際は如何にして其目的を達す可きや疑はざるを得ず故に始より女子の學校教育は智育専門の府と爲し女徳の教成は學校の門に於てせずして他の方法に依頼するふと却て實際に効ある可しと我輩の信する所あり東京府の設置したる女學校は其校則に示すが如く「優良にして有用ある婦女を教育し兼て又教育を重視する女子の爲めに必須の學科を教授するの目的」なれば其校の盛否は都下妙なる者の女子の爲めに今後の關係少しだと云ふべからず而して其旨とする所は學校教育を以て智育一方の用と供せんとする者なるや或は又然らずして女徳養成の手段なるか我輩ふれを知らずと雖も開校後の實際に注目し或は他日再び德育の事を記して大方の歎を乞ふみどある可し

岡山縣大庭郡長正八位	上村 行業
高等法院裁判長被仰付	大審院長 尾崎 忠治
(各通)	元老院議官 小畠 美稻
大審院陪席裁判官被仰付	大審院刑事第一局長 西岡 適明
(各通)	元老院議官 元老院評定官 織貫 吉直
大審院評定官	大審院評定官 中村 元嘉
元老院議官	元老院議官 原田 種成
高等法院陪席裁判官被仰付	元老院民事第一局長 棚口 兼三
(各通)	元老院議官 南部 紀道
大審院民事第一局長	海軍少將 相浦 肇男
高等法院豫備裁判官被仰付	岡山縣勝北郡長 新谷英太郎
明治二十二年土官學術検査委員長被仰付	法科大學教授從六位法學博士 富井 政章
非職ヲ命ス(以上一月十八日内閣)	法朝西共和国文部大臣ヨリ贈與シタル「オフィシエードカブミ」記章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス(一月十 八日賞勳局)